

茨木市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 茨木市が発注した工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建設工事については、同一の者に2件の工事の現場代理人を兼任させることができるものとする。

- (1) 茨木市発注の工事であること。
- (2) 1件ごとの予定価格が、それぞれ10,000,000円未満の工事であること。
- (3) 第4の現場代理人の兼任届の提出日における1件ごとの契約金額が、それぞれ10,000,000円未満の工事であること。
- (4) 安全管理上の理由により、市長が兼任を認めることが適当でないと判断する工事でないこと。

2 前項に規定する建設工事については、指名通知又は随意契約要項書にその旨を記載することとする。

(兼任を認める条件)

第3 第2に規定する建設工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 受注者が兼任させようとする現場代理人と茨木市との連絡体制が確保されていること。
- (2) 受注者が兼任させようとする現場代理人が必ずいずれかの工事現場に駐在し、市長又は監督員が求めた場合には、他方の工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。
- (3) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、他の発注機関が発注する工事の現場代理人でないこと。
- (4) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、茨木市が発注する予定価格が10,000,000円以上の工事の現場代理人でないこと。
- (5) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、第4の現場代理人の兼任届の提出日における契約金額が10,000,000円以上の工事の現場代理人でないこと。
- (6) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、専任配置を要する他の工事の監理技術者又は主任技術者でないこと。
- (7) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、茨木市が発注する予定価格が10,000,000円以上の工事の主任技術者でないこと。
- (8) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、営業所における専任の技術者でないこと。
- (9) 必要に応じて受注者が兼任させようとする現場代理人の代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(兼任の手續)

第4 受注者は、現場代理人の兼任を行う場合には、現場代理人の兼任届（別記様式）を市長に提出することとする。

(兼任の中止等)

第5 第4の規定による届出内容に虚偽があった場合は、市長は、兼任を認めないものとし、兼任を認めた後に虚偽が発覚した場合は、兼任を中止し、新たな現場代理人の配置を受注者に求めるとともに、指名停止等必要な措置を行う。

2 市長は、連絡体制の不備等兼任に支障があると認めた場合には、兼任を中止し、新たな現場代理人の配置を受注者に求めることができる。

(現場代理人の責務)

第6 現場代理人は、兼務する一方の工事現場に駐在しているときであっても、他方の工事の現場代理人の契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。